

住所 さいたま市中央区大字下落合 1 0 8 3 番地 3
 与野駅前プラザ 5 0 7
氏名 株式会社藤明商事
 代表取締役 飯島 敦志 様

東松山市長 森田 光



令和 7 年 1 月 2 9 日に申請のあった収集運搬業許可について、東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

営業所の名称及び所在地	株式会社藤明商事 さいたま市中央区大字下落合 1 0 8 3 番地 3 与野駅前プラザ 5 0 7
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
営業の区域	東松山市内
収集運搬及び処分の別	収集運搬
営業許可期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 の間
条件	1) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、並びに『東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』、その他関係法令等を遵守すること 2) 東松山市外で発生した一般廃棄物は、一切搬入しないこと 3) 許可された指定車両以外の車両は、一切使用しないこと 4) 一般廃棄物の収集・運搬及び処理施設への搬入等には十分注意を払い、事故等が生じた場合は責任をもって解決すること 5) 収集・運搬等に使用する車両等の機材は、常に整備し清潔の保持に努めること 6) 搬入された一般廃棄物及び車両等の検査を随時実施するものとする 7) 一般廃棄物であるか、産業廃棄物であるか、判断がつかない廃棄物については、各事業所（商店等）と収集運搬委託契約を締結する前に東松山市廃棄物対策課と協議すること（協議のない場合は、搬入を認めない） 8) 年度途中であっても、新たに委託契約を締結した場合は、一般廃棄物収集運搬委託証明書を随時提出するものとする 9) リサイクル関連法令を遵守し、分別を徹底し再資源化に努めること